

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の定めるところによる。

(事業の構成等)

第3 市長は、総合事業として、次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業内容、対象者等は第4及び別表第1に定めるとおりとする。

(1) サービス・活動事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 訪問介護相当サービス

(イ) 訪問型サービス・活動A

(ロ) 訪問型サービス・活動B

(ハ) 訪問型サービス・活動C

イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 通所介護相当サービス

(イ) 通所型サービス・活動B

(ロ) 通所型サービス・活動C

ウ その他の生活支援サービス（法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 栄養改善型配食

エ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) ケアマネジメントA

(イ) ケアマネジメントC

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第4 第3第1号ア(ア)から(ウ)まで及びイ(ア)に規定するサービス・活動事業の対象者は、居宅要支援被保険者とする。

2 第3第1号ア(エ)に掲げる事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者とする。

(1) 居宅要支援被保険者又は省令第140条の62の4第2号に規定する者（以下「事業対象者」という。）

(2) 栄養改善が必要な者とその家族

3 第3第1号イ(イ)及びエ(イ)に掲げる事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者のうち、第3第1号ア(エ)又はイ(ウ)を利用中の者又は利用終了した者

(3) 居宅要介護被保険者のうち、要介護1の者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、要介護認定を受けていないときから継続して第3第1号イ(イ)に掲げる事業を利用するもののうち、法第27条第2項における認定調査の基本調査で障害高齢者の日常生活自立度が自立、J1、J2、A1、A2まで、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度が自立、Iまでのもの

4 第3第1号イ(ウ)及びエ(ア)に掲げる事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者

5 第3第1号ウ(ア)に掲げる事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者とする。

(1) 事業対象者のうち、第3第1号ア(エ)又はイ(ウ)を利用中の者又は利用終了した者又は居宅要支援被保険者

(2) 65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者

(3) 食事の調理が困難な者

6 第3第2号に規定する一般介護予防事業の対象者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者とその支援のための活動に携わる者とする。

7 前各項に規定するもののほか、総合事業の対象者については、別表第1に定めるとおりとする。

(総合事業の実施方法)

第5 市長は、総合事業を次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 第3第1号に掲げる事業 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。第9第1項において「通知」という。)別記12(4)アからエまでのいずれかの方法により行うものとする。

(2) 第3第2号に掲げる事業 次のいずれかの方法により行うものとする。

ア 市の職員が直接利用者に対して支援等を実施する方法

イ 高齢者の介護予防活動支援を行うために必要な専門職等が配置されており、適切かつ効果的な介護予防サービスが提供できる事業者に委託する方法

2 市長は、第3第1号ア(ア)及び(イ)並びにイ(ア)に掲げる事業については、指定事業者により実施する。

(第1号事業支給費の支給)

第6 第3第1号ア(ア)及びイ(ア)に掲げる事業における第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。次項において同じ。)の額は、当該事業について別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に次の各号に掲げるサービス利用者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。第5及び第9において同じ。) 100分の80

(2) 第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70

(3) 前2号に掲げる者以外の居宅要支援被保険者等 100分の90

2 第3第1号ア(イ)に掲げる事業における第1号事業支給費の額は、当該事業について別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から別表第

4に定める利用料の額を差し引いた額とする。

- 3 第3第1号エ(ア)及び(イ)に掲げる事業における第1号事業支給費の額は、当該事業について別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（利用料等）

第7 総合事業の利用者は、法第115条の45第10項及び省令第140条の63の規定に基づき、別表第4の区分及びサービスの種類ごとに、同表に定める利用料を負担しなければならない。

- 2 総合事業の実施の際に、食費、原材料費、交通費又は光熱水費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とする。

- 3 第1項の利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する機関に直接納付するものとする。

（支給限度額）

第8 事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるような場合等をいう。）により、市長が必要と認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

- 3 支給限度額の算入対象となるサービスは、訪問介護相当サービス及び訪問型サービス・活動A並びに通所介護相当サービスとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第9 市長は、訪問介護相当サービス及び訪問型サービス・活動A並びに通所介護相当サービスについて、通知別記12(12)ア及びイの例により、同アの高額介護予防サービス費相当事業及び同イの高額医療合算介護予防サービス費相当事業（次項において「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

（第1号事業支給費の額の特例）

第10 市長は、第3第1号ア(ア)及び(イ)並びにイ(ア)に掲げる事業（以下この項において「訪問介護相当サービス等」という。）の利用者が、第7第1項に規定する利用料を負担することが困難であると認めるときは、訪問介護相当サービス等の第1号事業支給費の額について、当該各号に定める特例を決定することができる。

- (1) 訪問介護相当サービス等利用者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災、落雷、崖崩れ、落石、地盤の陥没等により、次のアまたはイに掲げる程度の被害を受けた時 当該アまたはイに定める割合
ア 住家が全焼または全壊したとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の100
イ 住家が半焼、半壊、または床上浸水したとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
- (2) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重度の障害を受け、若しくはおおむね3か月以上入院したことにより、その者の月の収入額が平均収入月額（当該理由が発生した月の前3月間の第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入額を3で除して得た額とする。以下この項において同じ。）の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の100
- (3) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により月の収入額が平均収入月額の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
- (4) 訪問介護相当サービス等利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、虫害、獣畜害等により月の収入額が平均収入月額の2分の1以下であるとき 支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95
- 2 前項第1号の被害の程度の基準は茨木市災害見舞に関する条例施行規則（昭和45年茨木市規則第20号）に基づく基準の例による。
- 3 第1項第1号における「床上浸水」とは、前項に該当しない場合であって、住家の主たる居住部分の床上以上に浸水したもの又は土砂、竹林等のたい積若しくは消防作業による水損のため、一時的にその住家に居住することができない程度のものをいう。
- 4 第1項第1号における「全壊」及び「半壊」には、消防作業による被害を含む。
- 5 第1項各号の特例を適用する期間は、1年を限度とする。ただし、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。
- 6 第1項各号のいずれかに該当する者で当該特例を受けようとするものは、茨木市介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額減額・免除等申請書（別記様式）に当該特例を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請を受け付けたときは、審査の上、特例を決定したときは、申

請者に通知するものとする。

8 第1項各号の特例適用は、申請のあった日の属する月からとする。

9 市長は、第1項各号の特例の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その承認を取り消した上、特例給付額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 資力の回復その他事情の変化により給付を継続することが適当でないとき。

(2) 偽りその他不正の行為により給付を受けたとき。

10 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下この項において「介護予防サービス費等の額の特例」という。）を受けている訪問介護相当サービス等の利用者は、第7項の決定を受けたものとみなす。この場合において、同項の決定による特例の適用期間は、介護予防サービス費等の額の特例の適用期間とする。

（指定拒否）

第11 指定事業者の指定については、事業所が第13に規定する指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

（指定の有効期間）

第12 指定事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、6年間とする。

（指定事業者の指定基準）

第13 指定事業者は、第3第1号ア(ア)及び(イ)並びにイ(ア)に掲げる事業を行うに当たっては、指定事業者の指定に係る事業所ごとに市長が別に定める指定基準に従って行わなければならない。

（サービス併用の禁止）

第14 総合事業の利用者は、同一の期間内において、次のサービスを同時に利用することができない。

(1) 訪問介護相当サービスと訪問型サービス・活動A

(2) 通所介護相当サービスと通所型サービス・活動C

（事業の委託）

第15 市長は、総合事業を法第115条の47第5項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助）

第16 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除

く。)を行うものに対して補助することができる。

(医療機関との連携)

第17 市長は、総合事業を実施するに当たり、医療機関との連携が必要であると認められたときは、当該事業を利用する者に対して診療情報提供書等の提出を求めることができる。

(事業対象者の特定の有効期間)

第18 事業対象者の特定の有効期間（以下「特定有効期間」という。）は、(1)に掲げる期間と(2)に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の月末までの期間

(2) 1年間

2 事業対象者の特定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項(2)の期間を特定有効期間とする。

3 事業対象者の特定を受けた被保険者が、特定有効期間の満了日の60日前から特定有効期間の満了日までの間に、基本チェックリストを実施し、事業対象者の基準に該当した場合は、当該事業対象者の特定は更新される。

4 前項において更新された事業対象者の特定の有効期間は、特定有効期間の満了日の翌日から1年間とする。

5 事業対象者が、要介護認定又は要支援認定を受けた場合は、要介護認定又は要支援認定が効力を生じた日より、事業対象者の特定を無効とする。

6 事業対象者が、要介護認定又は要支援認定に係る申請をしたものの、要介護者及び要支援者のいずれにも該当しないと認められたときは、その処分がされた日より、事業対象者の特定を無効とする。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年 8 月 1 日から実施する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第5に規定する第1号事業支給費の支給のための準備行為、その他改正後の要綱を実施するために必要な準備行為は、改正後の要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る第1号事業支給費及び利用料について適用し、同日前の利用に係る第1号事業支給費及び利用料については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の第16の規定により、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）において、現に有効期間内である事業対象者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る第1号事業支給費及び利用料について適用し、同日前の利用に係る第1号事業支給費及び利用料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る第1号事業支給費及び利用料について適用し、同日前の利用に係る第1号事業支給費及び利用料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(特定有効期間)

- 2 この要綱の施行の日以前に事業対象者の決定を受けた者の特定有効期間は、令和7年3月末日までとする。

(経過措置)

- 3 この要綱による改正後の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る第1号事業支給費及び利用料について適用し、同日前の利用に係る第1号事業支給費及び利用料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1（第3関係）

区分	サービスの種類		事業内容	対象者
サービス・活動事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、医療介護総合確保推進法第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下この表において「旧介護予防訪問介護」という。）に相当する訪問型サービス	別表第2にて定める対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
		訪問型サービス・活動A	主に雇用されている労働者により提供される訪問型サービスであって、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるもの	要支援者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者（認知症等の専門的支援が必要な者を除く。）
		訪問型サービス・活動B	有償・無償のボランティア等により提供される訪問型サービス	
		訪問型サービス・活動C	保健・医療の専門職により提供される訪問型を主体としたサービスであって、3か月間から6か月間までの短期間で行われるもの	第4第2項に掲げる者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
	通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第5条による改正前	別表第2にて定める対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である

			の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当する通所型サービス	者
		通所型サービス・活動 B	有償・無償のボランティア等により提供される通所型サービスであって、住民主体で行われるもの	第 4 第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者並びに第 4 第 3 項第 3 号に掲げる者のうち介護予防ケアマネジメントまたは居宅介護支援で事業の利用が必要である者
		通所型サービス・活動 C	保健・医療の専門職により提供される通所型を主体としたサービスであって、3 か月間から 6 か月間までの短期間で行われるもの	第 4 第 4 項に掲げる者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
	その他の生活支援サービス	栄養改善型配食	栄養改善を目的とした配食を行い、併せて高齢者に対する見守りを行う事業	第 4 第 5 項に掲げる者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者

	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	ケアマネジメントA	介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う事業	要支援者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者（ケアマネジメントCの対象者を除く。）
		ケアマネジメントC （初回のみ の介護予防 ケアマネジメント）		第4第4項に掲げる者であって、通所型サービス・活動B又は栄養改善型配食の利用を希望し、かつ状態が安定している者通所型サービス・活動B及び栄養改善型配食以外の利用を望む者を除く。）
一般介護 予防事業	介護予防把握事業		閉じこもり状態にある者等の何らかの介護予防を必要とする者の生活状況等を把握する事業	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者

	介護予防普及啓発事業	短期集中運動教室の実施等により、介護予防の普及及び啓発を行う事業	
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の支援を行う事業	
	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行う事業	
	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職が、地域包括支援センター職員等と 65 歳以上の者の居宅を訪問し、身体の状態や住宅環境に応じたアドバイス、最適な支援方法の提案等を行う事業及び地域ケア会議、老人クラブ等においてリハビリテーション専門職等に相談支援を行わせ、地域における介護予防の取組を強化する事業	

別表第2（第6関係）

事業構成		単位数
訪問介護相当サービス	介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）別表単位数表1に定める事業構成。	厚生労働大臣が定める基準別表単位数表1に定める単位数。
第3第1号ア(ア)に掲げる事業における単位数は、次に定める注意を除くほか、厚生労働大臣が定める基準別表単位数表1に準ずるものとする。		
注1 厚生労働大臣が定める基準別表単位数表1イの対象者は支援状態区分が要支援1である者又は要支援2である者とする。ただし、イ(3)においては支援状態区分が要支援1である者は除く。		
注2 厚生労働大臣が定める基準別表単位数表1ロ(1)については、週1回程度の利用予定で1月の中で3回までの利用となった場合、週2回程度の利用予定で1月の中で7回までの利用となった場合及び週2回を超える程度の利用予定で1月の中で11回までの利用となった場合に算定するものとする。なお、ロ(1)の対象者は支援状態区分が要支援1である者又は要支援2である者とする。		
注3 厚生労働大臣が定める基準別表単位数表1ロ(2)及び(3)については算定しないものとする。		
注4 厚生労働大臣が定める基準別表単位数表1ハについては、厚生労働大臣が定める基準別表単位数表におけるハの注と合わせて、利用者が過去2月間（暦月）に、当該指定訪問介護相当事業所か訪問型サービス・活動Aまたは訪問介護相当サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。		
活動A	イ 訪問型サービス・活動A	月10回までの利用 220単位（1回につき）
	ロ 初回加算	200単位 （1月につき）
	ハ 訪問型サービス・活動Aベースアップ加算	5単位 （1回につき）
注1 ロは、利用者が過去2月間（暦月）に、当該指定訪問介護相当事業所から訪問型サービス・活動Aまたは訪問介護相当サービスの提供を受けていない場合に限り算定できる。		

注2　ロにおける算定要件等の取り扱いについては、注1に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準別表単位数表1における初回加算に準ずる。この場合において「訪問型サービス計画」とあるのは「訪問型サービス・活動A個別計画」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と読み替えるものとする。		
注3　ハについてはイの算定回数と同数を算定するものとし、事業所は従事者の報酬の増額に資するよう活用するものとする。		
通所介護相当サービス	厚生労働大臣が定める基準別表単位数表2に定める事業構成。	厚生労働大臣が定める基準別表単位数表2に定める単位数。
第3第1号イ(ア)に掲げる事業における事業構成及び単位数は、次に定める注意を除くほか、厚生労働大臣が定める基準別表単位数表2に準ずるものとする。		
注1　厚生労働大臣が定める基準別表単位数表2イ(1)については1週に1回程度の利用の場合に算定する。なお、対象者は支援状態区分が要支援1である者又は要支援2である者とする。		
注2　厚生労働大臣が定める基準別表単位数表2イ(2)については1週に2回程度の利用の場合に算定する。なお、対象者は支援状態区分が要支援2である者のみとする。		
注3　厚生労働大臣が定める基準別表単位数表2ロ(1)については週1回程度の利用予定で1月の中で3回までの利用となった場合に算定する。なお、対象者は支援状態区分が要支援1である者又は要支援2である者とする。		
注4　厚生労働大臣が定める基準別表単位数表2ロ(2)については週2回程度の利用予定で1月の中で7回までの利用となった場合に算定する。なお、対象者は支援状態区分が要支援2である者のみとする。		

ケアマネジメントA	厚生労働大臣が定める基準別表単位数表3に定める事業構成。	厚生労働大臣が定める基準別表単位数表3に定める単位数。
ケアマネジメントC	イ ケアマネジメントC費 (初回のみ介護予防ケアマネジメント)	442単位 (初回月のみ)

別表第3 (第6関係)

区分	サービスの種類	単価 (1単位当たり)
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	10.70円
	訪問型サービス・活動A	
通所型サービス	通所介護相当サービス	10.45円
介護予防 ケアマネジメント	ケアマネジメントA	10.70円
	ケアマネジメントC	

別表第4 (第7関係)

区分	サービスの種類		利用料 (1月当たり)
サービス・活動事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	別表第2の事業構成及び対象者ごとに、同表に定める単位数に別表第3に定める1単位当たりの単価を乗じて得た額から、第6第1項の規定により算定した額を差し引いた額

		訪問型サービス・活動 A	1 回当たり 240 円 初回加算 214 円
		訪問型サービス・活動 B	市長が別に定める額
		訪問型サービス・活動 C	無料
	通所型サービス (第 1 号通所事業)	通所介護相当サービス	別表第 2 の事業構成及び対象者ごとに、同表に定める単位数に別表第 3 に定める 1 単位当たりの単価を乗じて得た額から、第 6 第 1 項の規定により算定した額を差し引いた額
		通所型サービス・活動 B	市長が別に定める額
		通所型サービス・活動 C	無料
	その他の生活支援サービス (第 1 号生活支援事業)	栄養改善型配食	市長が別に定める額
	介護予防ケアマネジメント (第 1 号介護予防支援事業)	ケアマネジメント A	無料
		ケアマネジメント C	
一般介護予防事業	介護予防把握事業		無料
	介護予防普及啓発事業		無料
	地域介護予防活動支援事業		市長が別に定める額
	一般介護予防事業評価事業		無料
	地域リハビリテーション活動支援事業		無料

フリガナ 被保険者氏名	保険者番号						2	7	2	1	1	2
	被保険者番号											
	個人番号											
生 年 月 日	年 月 日生											
住 所	〒 電話番号											
利 用 者 負 担 減 免 申 請 理 由												
(申請先) 茨 木 市 長 上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。 年 月 日 住所 申請者 氏名 電話番号												

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	